

お知らせ

2025年4月25日
東北電力株式会社

女川原子力発電所1号機の第4回定期事業者検査の実施について

女川原子力発電所1号機は、2025年6月3日より約5カ月間の予定で、第4回定期事業者検査を実施いたします。

定期事業者検査は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「原子炉等規制法」）」に基づき、廃止措置期間中においても性能を維持すべき発電用原子炉施設（性能維持施設）の健全性を確認するために実施するものです。

また、原子炉等規制法に基づき、本日、女川原子力発電所1号機の「定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）」を原子力規制委員会へ提出いたしました。

今回の定期事業者検査の概要は別紙のとおりです。

以上

(別紙) 女川原子力発電所1号機 第4回定期事業者検査の概要